

(目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年東京都条例第4号。以下「都条例」という。）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫の不妊手術及び去勢手術の費用の一部を助成することにより、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、もって市民の快適な生活環境を保持するとともに、人と動物との調和のとれた共生社会の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 不妊手術 獣医師法（昭和24年法律第186号）に規定する免許を有する獣医師（以下「獣医師」という。）による卵巣又は卵巣及び子宮の全部を摘出して生殖を不能にする手術をいう。
- (2) 去勢手術 獣医師による精巣を摘出して生殖を不能にする手術をいう。
- (3) 不妊去勢手術 不妊手術又は去勢手術（以下「手術」という。）をいう。
- (4) 飼い主のいない猫 人に占有及び飼養されていない猫であって、市内を生息地域とする猫をいう。
- (5) 地域猫活動 猫も命あるものであるということを踏まえ、地域にいる飼い主のいない猫の問題を地域住民、ボランティア団体及び行政の連携のもと、猫の餌及びトイレ並びに繁殖等を地域で適正管理して被害の減少を図り、人が猫と共生できるまちづくりを目指す活動をいう。

(助成金の対象手術)

第3条 この助成金の対象となる手術は、次の各号のいずれにも適合する飼い主のいない猫への手術とする。

- (1) 第1条の目的に沿って行うもの
- (2) 獣医師によって施されるもの
- (3) 耳カット等手術が施されたことを識別できる措置を講じるもの

(助成金の対象者)

第4条 この助成金の交付対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市民又は地域猫活動を行うボランティア団体
- (2) 市内で捕獲又は保護をした飼い主のいない猫の手術に要した費用を負担した者

(助成金の交付額)

第5条 助成金の交付額は、不妊手術1件につき8,000円、去勢手術1件につき4,000円を上限とする。

2 前項に規定する助成金の交付額の総額は、毎年度予算で定める範囲内の額とする。

(交付申込)

第6条 市長は、助成金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）に対し、助成の対象となる手術を実施した日から起算して60日以内に、清瀬市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成金交付申込書に次に掲げる書類を添えて提出するよう求めるものとする。

- (1) 当該手術の費用について動物病院等が発行したことが確認できる領収書等
- (2) 当該手術を受けさせた猫の写真（耳カット等手術が施されたことを識別できる措置を講じたことが認識できるもの）
- (3) 当該手術を受けさせた猫の主な生息地を示す書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、申込者に対し、前項の規定による申込みを行うにあたり、本人であることが確認できる書類の提示を求めるものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、助成金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、清瀬市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成金交付（不交付）決定通知書により申込者に通知するものとする。

3 助成金の申込総額が当該年度の予算を超える場合にあっては、申込順に交付決定を行うものとする。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に、清瀬市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成金請求書により助成金の請求を求めらるものとする。

2 市長は、前項の請求があった時は、交付決定者が指定する口座に振り込む方法により、助成金を交付するものとする。

(交付決定者の遵守事項)

第9条 市長は、交付決定者に対し、次に掲げる事項を遵守するよう求めるものとする。

(1) 手術後の猫のうち、譲渡可能なものについては、終生屋内飼養をする者への譲渡に努めること。

(2) 手術後の猫を手術前の生息場所に戻す場合は、トイレの設置、餌の適正な管理などにより周辺環境の美化を図り、近隣住民の理解を得るように努めること。

(決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げるいずれかに該当したときは、助成金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が助成金の交付を行うことが不相当と認めるとき。

(取消の通知)

第11条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取消したときは、速やかにその旨を清瀬市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成金取消通知書により該当する者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 市長は、前条に規定する助成金の交付の決定を取消したときであって、当該取消に係る部分の助成金が既に交付されているときは、期限を定めてその助成金相当額の返還を求めるものとする。

(協力依頼)

第13条 市長は、この要綱の目的を達成するために、必要に応じて動物愛護推進員等に協力を求めるものとする。

(様式)

第14条 この要綱の施行について、必要な書類及び帳簿等の様式は、別に定める。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和8年2月19日訓令第15号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、改正後の第5条及び第6条の規定は、施行日以後に実施した手術について適用し、同日前に実施した手術については、なお従前の例による。